

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【公開番号】特開2004-249116(P2004-249116A)

【公開日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2004-82158(P2004-82158)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 5/44 (2006.01)

B 3 2 B 7/14 (2006.01)

A 6 1 F 13/494 (2006.01)

A 6 1 F 13/472 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 G

A 6 1 F 5/44 H

B 3 2 B 7/14

A 4 1 B 13/02 K

A 6 1 F 13/18 3 3 0

A 6 1 F 13/18 3 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

互いに重なり合う少なくとも2枚のシート部材が、前記シート部材の対向するシート面の少なくとも一方に塗布された接着剤を介して互いに接着された積層パネルにおいて、

前記接着剤が、多数の曲折部を有して一方向へ延びる独立した多数の接着ラインを形成し、前記ライン自体が交わることなく、かつ、前記ラインどうしが互いに交わることなく延びていることを特徴とする前記パネル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

かかる前提において、本発明の特徴としては、

前記接着剤が、多数の曲折部を有して一方向へ延びる独立した多数の接着ラインを形成し、前記ライン自体が交わることなく、かつ、前記ラインどうしが互いに交わることなく延びていることにある。ここで、曲折とは、接着ラインが折れ曲がってジグザグに延びる場合、接着ラインが波状に起伏して延びる場合、接着ラインが凸凹を画いて延びる場合を含むことを意味する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 3

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 3 】

シートやティッシュペーパーには、接着ラインどうしやライン自体が互いに交差することなく延び、接着剤がムラなく略均一に塗布されているので、接着剤の量が局所的に増えることはなく、塗布された接着剤がシートやティッシュペーパーの外面へ滲み出したり、シートやティッシュペーパーの内面で広がったりすることがない。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 9

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 9 】

接着剤 B 1 , B 2 は、波状に起伏してパネル 1 の長手方向へ延びる独立した多数の接着ラインを形成している。それらラインは、ライン自体が交わることなく、かつ、ラインどうしが互いに交差することなく延びている。